平成２１年（フ）第４５１号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地89―202
破産者　守屋　弘子（旧姓石井）
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第３２１９号
横浜市緑区十日市場町892番地１エンゼルハイム十日市場301号
破産者　合資会社ケイシン
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４６６号
静岡県菊川市沢水加1596番地の２
破産者　有限会社水島園
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
愛知県一宮市篭屋２丁目５番１号
破産者　有限会社荒木急便
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８３号
愛知県豊橋市若松町字丸山13番地の５
破産者　有限会社櫻館
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成１９年（フ）第２１７４号
京都市中京区壬生東高田町30番地
破産者　寿建設株式会社
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第２５９号
兵庫県明石市大久保町江井島398
破産者　株式会社かまくら
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第９７１号
高知県南国市岡豊町滝本187番地６
破産者　南海土木株式会社
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成１９年（フ）第１１８号
大分県速見郡日出町大字大神2161番地45
破産者　株式会社みやこプロジェクト
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１１５５号
福岡県糸島郡二丈町大字福井2503番地の５
破産者　山中あけみ
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９２号
福岡市東区原田２丁目４番３号―203号、破産手続開始決定時の住所福岡県古賀市日吉１丁目32番14号
破産者　藤　信次郎
1　決定年月日　平成21年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２３１７号
福岡県古賀市天神７丁目６―31、住民票上の住所福岡県古賀市日吉２丁目10番１―1203号
破産者　浦田　満義
1　決定年月日　平成21年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第８２号
山形県村山市大字湯野沢1404番地
破産者　秋場　明夫
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４０５号
山形市蔵王温泉219番地の１
破産者　齋藤　啓一
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第４８０号
山形県西村山郡朝日町大字大谷1379番地５
破産者　阿部自動車修理工場こと　阿部　秋治
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１７９３号
名古屋市昭和区檀渓通５丁目６番地　リバーサイドテラス石川橋505号
破産者　岩見　祐子
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３５９７号
名古屋市中川区長良町２―112　メゾン岡田102、住民票上の住所名古屋市中川区富田町大字千音寺字供木4462番地の１　アベニュー千音寺701号
破産者　山口　**隆**司
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６０号
愛知県稲沢市国府宮２丁目12番６―101号
破産者　安江　淳彦
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８９７号
名古屋市守山区幸心２丁目265番地
破産者　服部　隆司
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第６５６４号
大阪府豊中市新千里南町２丁目４番８―206号
破産者　横内　　潔
1　決定年月日　平成21年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部